

広島県告示第五百四十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十年六月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
さんくす薬局呉店	呉市中央二丁目六一〇	育成医療・更生医療	平成二〇年六月一日
ヘルシー薬局	府中市鶴飼町五九九一六	育成医療・更生医療	平成二〇年六月一日
第一調剤薬局	尾道市因島土生町二〇九〇	育成医療・更生医療	平成二〇年六月一日
パール薬局明石店	豊田郡大崎上島町明石字東浜二六九六一一	育成医療・更生医療	平成二〇年六月一日
ピーチ薬局	安芸郡海田町新町一一一一二	育成医療・更生医療	平成二〇年六月一日